三井住友信託銀行株式会社

# 「スマートゆいごん」の取扱開始について

~誰もが遺言を作成する時代へ~

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「当社」)は、誰もが遺言を作成する時代の到来に 先駆け、「スマートゆいごん」の取扱いを開始します。

平成27年1月の相続税法改正による課税対象の拡大や超高齢社会における老老相続の増加、生涯未婚率・ 離別率の上昇、遺産分割に関するトラブルの増加基調等、相続対策を必要とされる方の裾野が大きく広がって います。

「スマートゆいごん」はこのような相続対策ニーズの高まりを踏まえ、対象財産と遺言内容を限定したことで比較的容易に遺言を作成いただける新商品です。当社では、さまざまな資産を対象とした高度な相続対策に対応するオーダーメイド型の「遺言信託」とシンプルな相続対策に対応する「スマートゆいごん」により、多くのお客さまの大切な想いをお預かりし、人生 100 年時代における円滑な資産承継の実現に貢献していきます。

## 【本商品のポイント】

#### ■ 対象財産・遺言内容を限定した簡単さ

対象財産は不動産、金融資産のみとし、遺言内容はそれぞれ名義変更と換価に限定されます。また、 遺留分の侵害がないことや遺言執行者が法定相続人であること等がお預かりの前提となります。

## ■ 費用をおさえた遺言書作成・お預かりの実現

当社「遺言信託(執行コース)プランII」と比して、初期費用をおさえ、遺言書(公正証書遺言)を作成することができます。

手数料(税込み)	スマートゆいごん	遺言信託(執行コース)プランⅡ
基本手数料(※1)	216,000 円	864,000 円
保管料	年間 6,480 円	無料
執行報酬	(執行はサービス対象外※2)	最低 324,000 円(財産額に応じて加算)

- ※1 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本等の取り寄せに関する費用が必要となります。
- ※2 遺言執行者のご依頼に基づき、当社がお手伝いすることもできます(最低執行報酬324,000円(税込み))。

#### ■ 定期的な見直しフォローアップ

遺言信託と同様に、年1回、当社からお客さまに対し、遺言内容等の異動・変更の照会を行います。 「スマートゆいごん」は何度でも書き換えることができます(※3)。

※3 書き換え手数料 54,000 円 (税込み)

- 「スマートゆいごん」は、お客さまの作成した公正証書遺言を当社が保管するサービスです。
- ・遺言書の内容によっては、お引き受けできない場合がございます。また、相続人の異動があった場合等、遺言の書き換えが必要になる場合があります。

以上